

石巻市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正				現 行			
○石巻市都市公園条例 平成17年4月1日条例第262号				○石巻市都市公園条例 平成17年4月1日条例第262号			
別表第2（第10条関係）				別表第2（第10条関係）			
2 都市公園を占用する場合の使用料				2 都市公園を占用する場合の使用料			
	区分	単位	金額		区分	単位	金額
電柱、電話柱その他これらに類するもの	第1種電柱	1本1年につき	350円	電柱、電話柱その他これらに類するもの	第1種電柱	1本1年につき	360円
	第2種電柱		540円		第2種電柱		550円
	第3種電柱		730円		第3種電柱		740円
	第1種電話柱		320円		第1種電話柱		320円
	第2種電話柱		500円		第2種電話柱		510円
	第3種電話柱		690円		第3種電話柱		700円
	その他の柱類		32円		その他の柱類		32円
電線類その他これらに類するもの	上空に設けるもの	長さ1メートル1年につき	3円	電線類その他これらに類するもの	上空に設けるもの	長さ1メートル1年につき	3円
	地下に設けるもの		2円		地下に設けるもの		2円
鉄塔		1平方メートル1年につき	630円	鉄塔		1平方メートル1年につき	640円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	13円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	13円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		19円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		19円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		28円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		29円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		38円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		38円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		57円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		57円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		76円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		76円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		130円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		130円
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		190円		外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		190円
	外径が1.0メートル以上		380円		外径が1.0メートル以上		380円
	外径が1.0メートル以上		380円		外径が1.0メートル以上		380円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設置する仮設工作物		1平方メートル1日につき	10円	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設置する仮設工作物		1平方メートル1日につき	11円
標識		1本1年につき	500円	標識		1本1年につき	510円
工事中板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事中材料置場		1平方メートル1月につき	96円	工事中板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事中材料置場		1平方メートル1月につき	110円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	630円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	640円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	270円	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	270円
その他		市長がその都度定める。		その他		市長がその都度定める。	